

成年後見関係事件の概況

—平成22年1月～12月—

最高裁判所事務総局家庭局

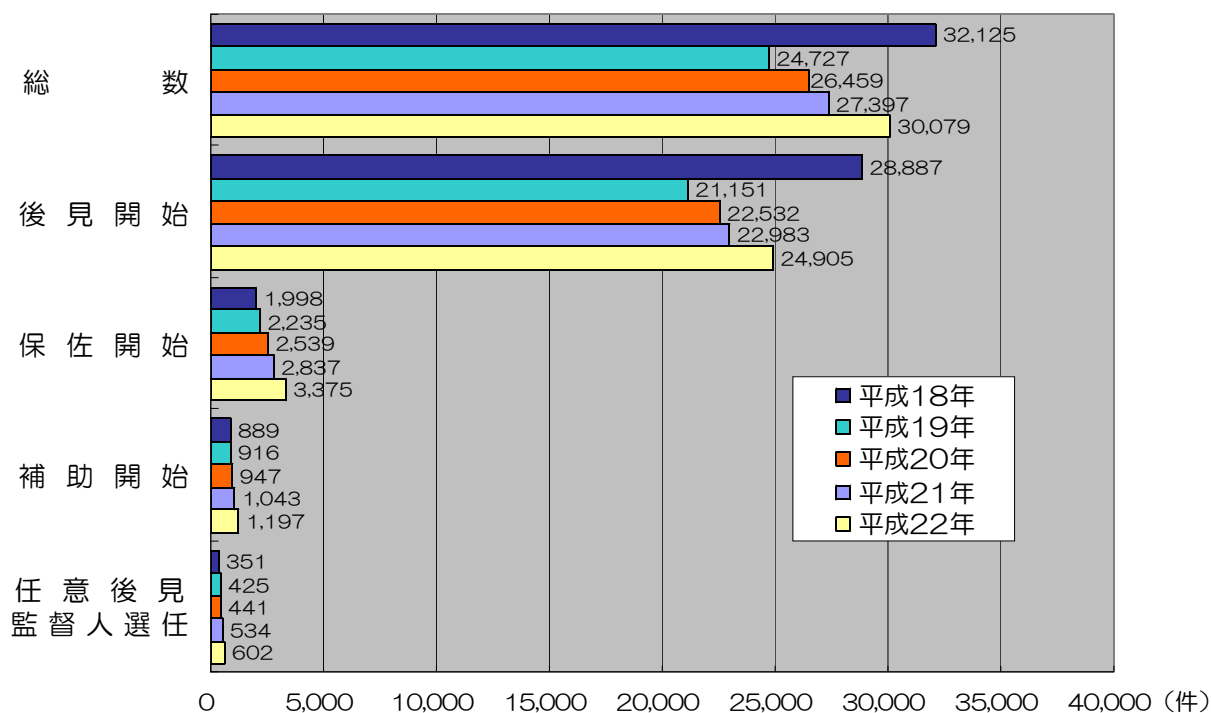
本資料は、平成22年1月から同年12月までの1年間における、全国の家庭裁判所の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の処理状況について、その概況を取りまとめたものである。

以下の数値は、いずれも当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。また、グラフ中の各項目別割合は、原則として、小数点第二位を四捨五入したものである。

1 申立件数について（資料1）

- 成年後見関係事件（後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で30,079件（前年は27,397件）であり，対前年比約9.8%の増加となっている。
- 後見開始の審判の申立件数は24,905件（前年は22,983件）で，対前年比約8.4%の増加となっている。
- 保佐開始の審判の申立件数は3,375件（前年は2,837件）で，対前年比約19.0%の増加となっている。
- 補助開始の審判の申立件数は1,197件（前年は1,043件）で，対前年比約14.8%の増加となっている。
- 任意後見監督人選任の審判の申立件数は602件（前年は534件）で，対前年比約12.7%の増加となっている。

（資料1） 過去5年における申立件数の推移



（注1） 各年の件数は，それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

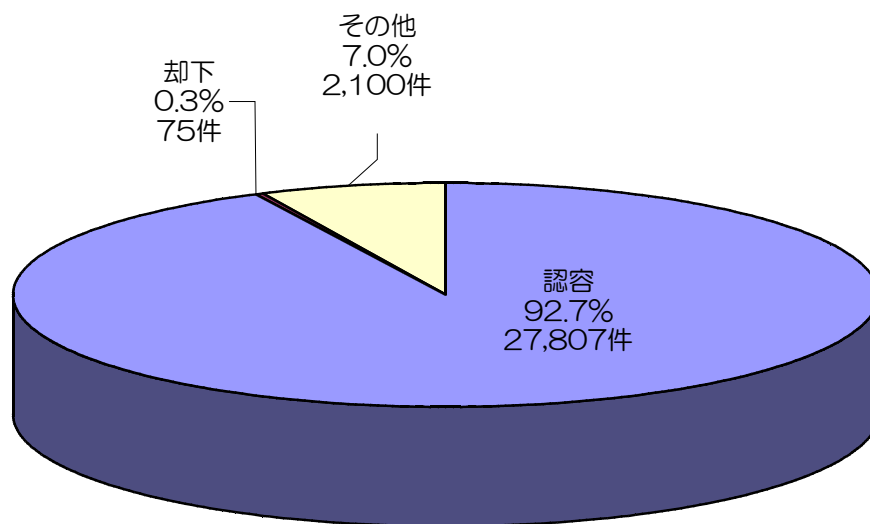
（注2） 平成22年1月から同年12月までの任意後見契約締結の登記は合計8,904件であり，平成12年4月から平成22年12月までの同登記件数累計は49,696件である（法務省民事局による。）。

2 終局区分について（資料2）

○ 成年後見関係事件の終局事件合計29,982件のうち、認容で終局したものは約92.7%（前年は約91.7%）である。

（資料2） 終局区分別件数

	既済 総数	後見開始			保佐開始			補助開始			任意後見監督人選任		
		認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他
全国	29,982	23,119	37	1,650	3,102	17	281	1,135	11	87	451	10	82



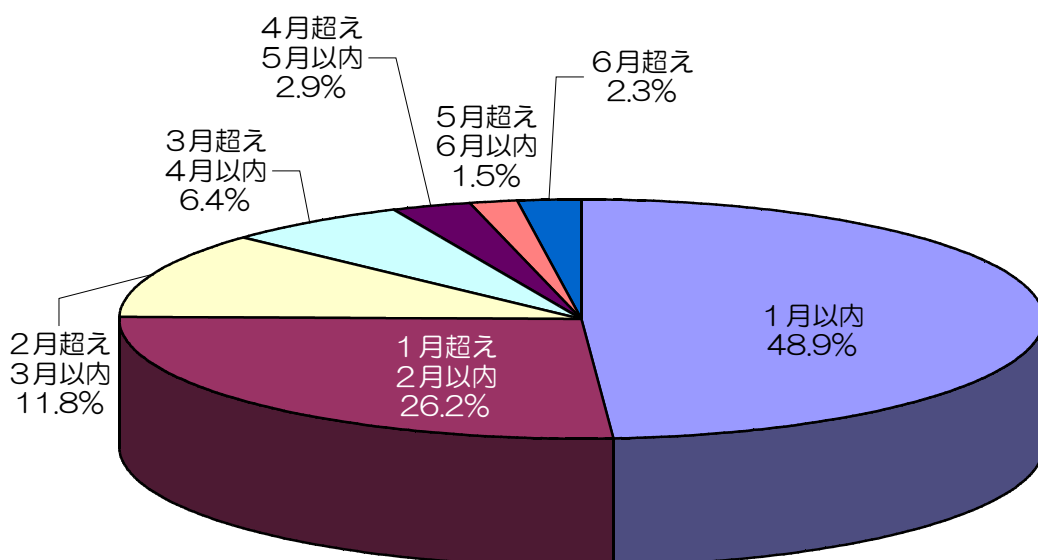
（注1） 平成22年1月から同年12月までに終局した件数である。

（注2） その他には、取下げ、本人死亡等による当然終了、移送などを含む。

3 審理期間について（資料3）

○ 成年後見関係事件の終局事件合計29,982件のうち、2か月以内に終局したものが全体の約75.1%（前年は約69.5%）、4か月以内に終局したものが全体の約93.3%（前年は約91.4%）であり、前年と比べて、審理期間は短縮する傾向にある。

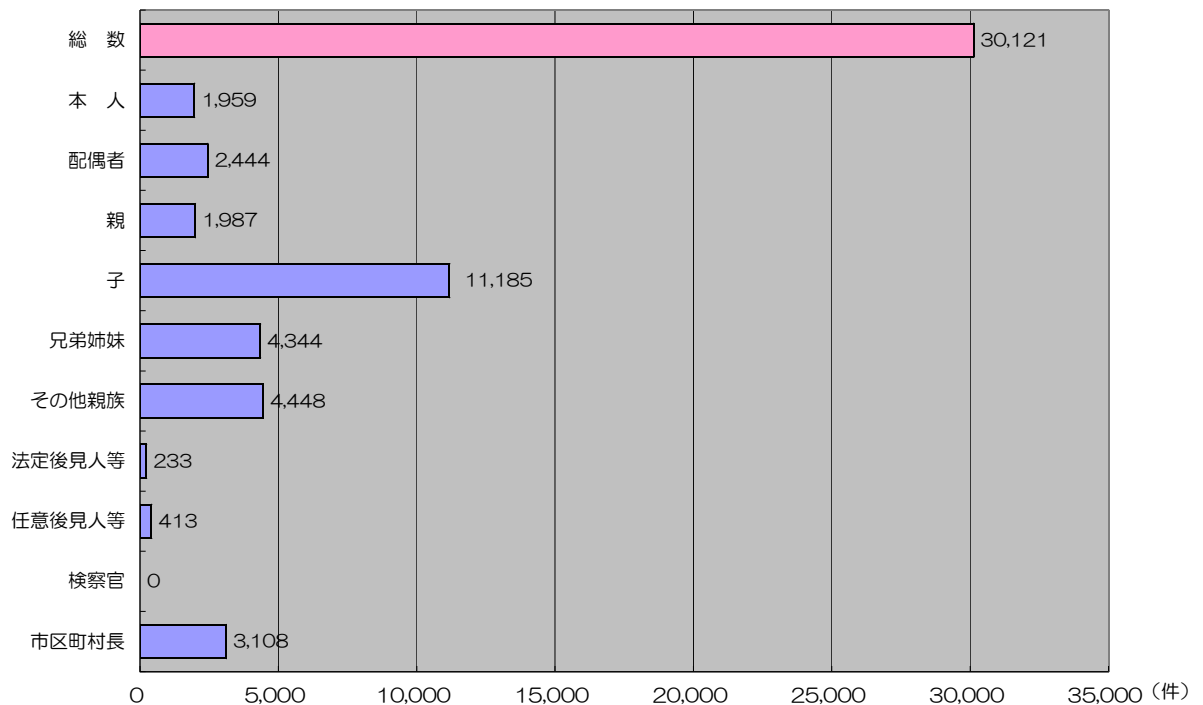
（資料3） 審理期間別の割合



4 申立人と本人との関係について（資料4，5）

- 申立人については，本人の子が最も多く全体の約37.1%を占め，次いで本人のその他親族が約14.8%となっている。
- 市区町村長が申し立てたものは3,108件（全体の約10.3%）で，前年の2,471件（全体の約9.0%）に比べ，対前年比約25.8%の増加となっている。

（資料4） 申立人と本人との関係別件数



- （注1） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。
- （注2） 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したもの（30,121件）を母数としており，1件の終局事件について複数の申立人がある場合に，複数の「関係別」に該当することがあるため，総数は，終局事件総数（29,982件）とは一致しない。
- （注3） その他親族とは，配偶者，親，子及び兄弟姉妹を除く，四親等内の親族をいう。

(資料5) 市区町村長申立件数(家庭裁判所管内別)

管内	件数
東京	524
横浜	247
さいたま	189
千葉	163
水戸	36
宇都宮	11
前橋	27
静岡	74
甲府	23
長野	39
新潟	32
大阪	340
京都	64
神戸	128
奈良	27
大津	37
和歌山	43
名古屋	102
津	27
岐阜	32
福井	13
金沢	28
富山	25

管内	件数
広島	48
山口	43
岡山	111
鳥取	18
松江	30
福岡	104
佐賀	28
長崎	11
大分	14
熊本	28
鹿児島	10
宮崎	35
那覇	34
仙台	40
福島	49
山形	46
盛岡	5
秋田	5
青森	21
札幌	60
函館	4
旭川	10
釧路	16
高松	48
徳島	15
高知	13
松山	31
総数	3,108

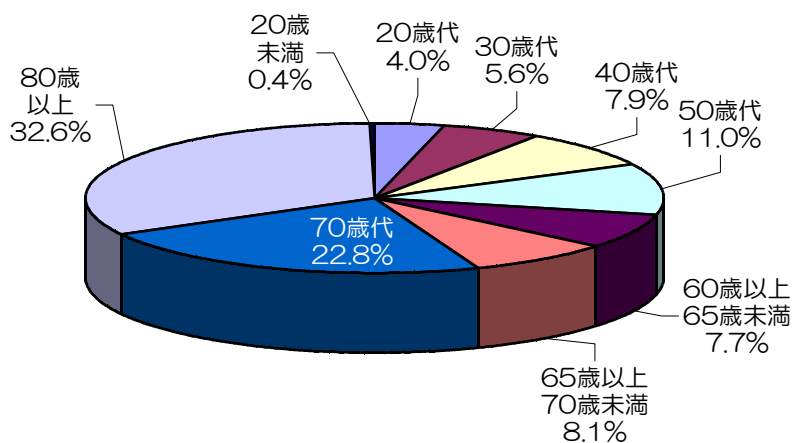
(注) 市区町村別の申立件数については把握していない。

5 本人の男女別・年齢別割合について（資料6）

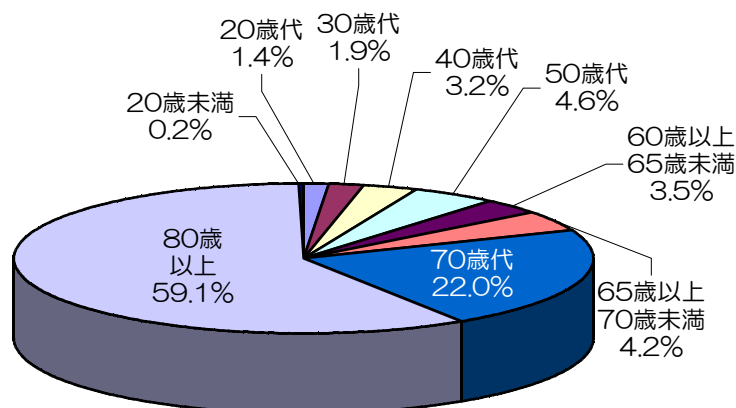
- 本人の男女別の割合は、男性が約40.0%，女性が約60.0%である。
- 男性では、80歳以上が最も多く全体の約32.6%を占め、次いで70歳代の約22.8%となっている。
- 女性では、80歳以上が最も多く全体の約59.1%を占め、次いで70歳代の約22.0%となっている。
- 本人が65歳以上の者は、男性では男性全体の約63.5%を、女性では女性全体の約85.3%を占めている。

（資料6） 本人の男女別・年齢別割合

（男性）



（女性）

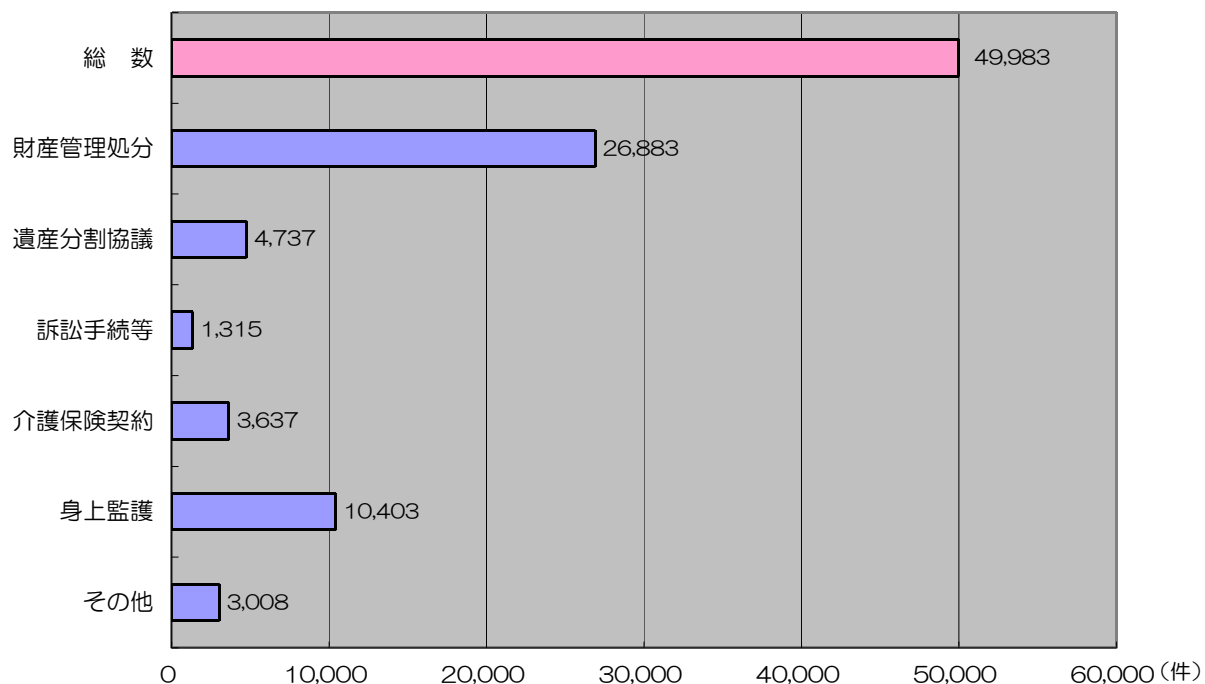


（注） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

6 申立ての動機について（資料7）

○ 主な申立ての動機としては、財産管理処分が最も多く、次いで、身上監護となっている。

（資料7） 主な申立ての動機別件数

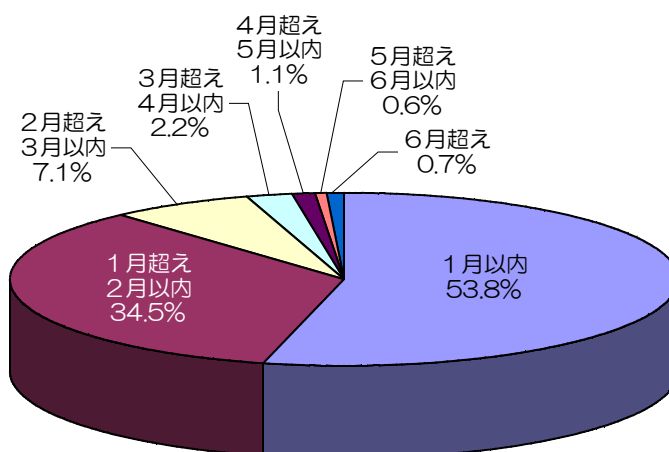


- （注1） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。
（注2） 1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため，総数は，終局事件総数（29,982件）とは一致しない。

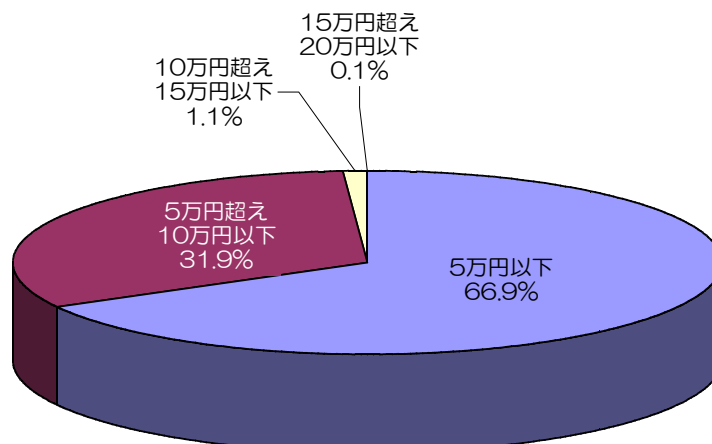
7 鑑定について（資料8，9）

- 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件のうち，鑑定を実施したものは，全体の約17.7%（前年は約21.4%）であった。
- 鑑定の期間については，1か月以内のものが最も多く全体の約53.8%（前年は約52.1%）を占めている。
- 鑑定の費用については，5万円以下のものが全体の約66.9%（前年は約63.3%）となっており，全体の約98.8%の事件において鑑定費用が10万円以下であった（前年は約98.2%であった。）。

（資料8） 鑑定期間別割合



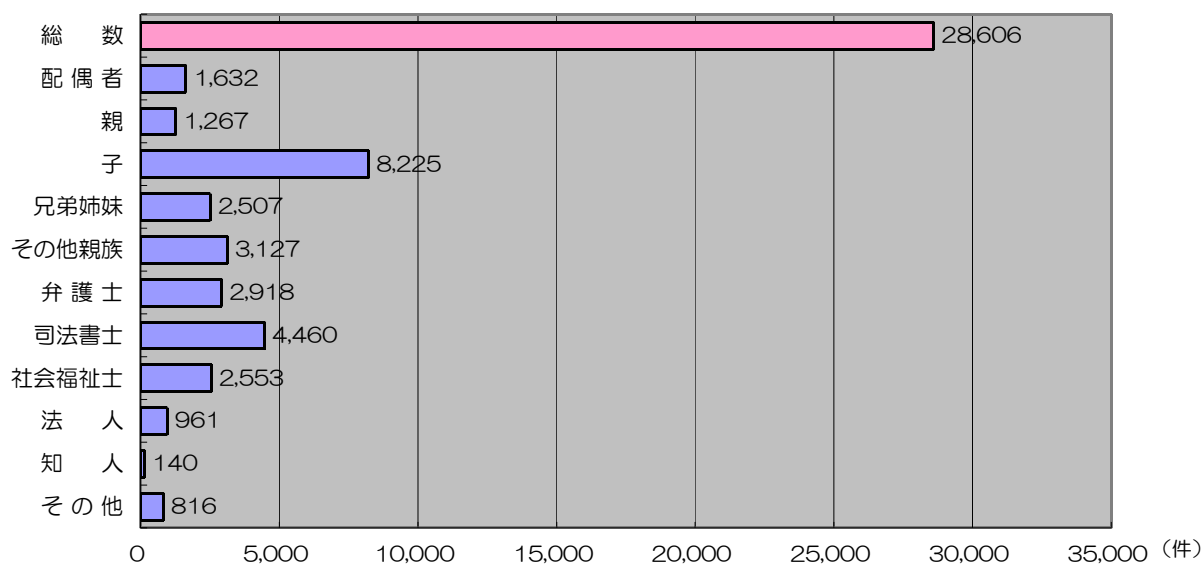
（資料9） 鑑定費用別割合



8 成年後見人等と本人との関係について（資料10）

- 成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人の関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他の親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約58.6%（前年は約63.5%）を占めている。
- 親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、全体の約41.4%（前年は約36.5%）であった。その内訳は、弁護士が2,918件（前年は2,358件）で、対前年比で約23.7%の増加、司法書士が4,460件（前年は3,517件）で、対前年比で約26.8%の増加、社会福祉士が2,553件（前年は2,078件）で、対前年比で約22.9%の増加となっている。また、法人が成年後見人等に選任されたものは961件（前年は682件）で、対前年比で約40.9%の増加となっている。

（資料10） 成年後見人等と本人との関係別件数



（注1） 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

（注2） 成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したもの（28,606件）を母数としており、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、認容で終局した事件総数（27,356件）とは一致しない。

（注3） その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。